

## 利用者心得

「有田市移住交流拠点施設 くらしちやる矢櫃」はホテルや旅館ではありません。暮らしに必要な物品は基本的に利用者が用意することが前提となっております。また、掃除等は利用者が行っていただくこととなります。

### ■利用者の遵守事項

利用者は、下記の事項を守ってください。

1. 周辺環境を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと
2. 留守や就寝時には必ず施錠し、その他拠点施設を善良に管理すること。この場合において、鍵を紛失したときは、速やかに市長へ報告すること。
3. 火気の取扱いに注意するとともに、拠点施設内の備品、什器類を適切に取り扱うこと。
4. ごみは、決められたルールに従い処理すること。
5. 拠点施設及びその周りの清掃を行い、住環境の整備をすること。
6. 拠点施設の使用後は、現状に復して返還すること。
7. 拠点施設の室内に犬、猫その他小動物等ペットを持ち込まないこと
8. 拠点施設の室内において喫煙しないこと
9. 拠点施設の敷地内の火気取り扱いには十分注意すること（施設敷地内でのバーベキュー等は禁止とさせていただきます。）

### ■注意事項

利用者は、下記の事項に注意してください。

1. 室内の掃除をしてください。
2. 電気及びガス、水道の利用料金は市が負担しますが、節約を心がけてください。

### ■損害賠償及び原状回復の責任

利用者が、その責に帰すべき理由により、拠点施設の建物若しくは付属設備を破損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、その損害を賠償する責任を負います。また、拠点施設の利用を終了するときは、直ちに設備その他を現状に回復するとともに、次の利用者が快適に利用できるように室内の掃除をしてください。なお、原状回復及び清掃が不十分な場合は、その費用を利用者に請求する場合があります。